（令和６年 12 月作成）

任意継続組合員の資格喪失にかかる手続きについて

任意継続組合員制度は、最長２年間組合員の資格を継続することができる制度ですが、途中で資格喪失する場合は、「任意継続組合員資格喪失届・掛金還付請求書」を提出し、任意継続組合員資格確認書（組合員証等）・高齢受給者証、限度額適用認定証その他当共済組合で交付した証を返却してください。

就職し、就職先の社会保険に加入する場合（※）

※大阪市等への再就職により、再び当共済組合の組合員になった場合を含む。

- 必要書類
  - ①　「任意継続組合員資格喪失届・掛金還付請求書」
  - ②　再就職先の資格情報通知書または資格確認書もしくはマイナポータルの資格取得年月日が確認できる画面の写し
- 任意継続組合員資格確認書（組合員証等）の返却
  必要書類の提出時に合わせて返却

国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者となる場合

- 必要書類
  - ①「任意継続組合員資格喪失届・掛金還付請求書」
- 任意継続組合員証等の返却
  資格喪失日以後、すみやかに返却

・資格喪失日は、届出を共済組合が受付けた日の属する月の翌月１日となりますので、届出書の提出日にご注意ください。

・資格喪失日以降、ご自宅宛に「資格喪失証明書」と任意継続組合員資格確認書（組合員証等）の返却用封筒を送付します。

任意継続組合員が死亡した場合

- 必要書類
  - ①「任意継続組合員資格喪失届・掛金還付請求書」
  - ② 死亡の日が確認できる書類(戸籍抄本等)※写し可
- 任意継続組合員資格確認書（組合員証等）の返却
  必要書類の提出時に合わせて返却

任意継続組合員制度加入期間２年満了の場合

- 必要書類
  加入期間 2 年満了による資格喪失の場合は、届出は不要です。
- 任意継続組合員資格確認書（組合員証等）の返却
  資格喪失日以後、すみやかに返却

・資格喪失日以降、ご自宅宛に「資格喪失証明書」と任意継続組合員資格確認書（組合員証等）の返却用封筒を送付します。

（令和６年 12 月作成）

参　考

資格喪失要件	資格喪失日
就職し、就職先の社会保険に加入する場合	その日
資格喪失を申し出た月の月末が到来したとき （国民健康保険に加入する場合や家族の被扶養者となる場合）	その翌日
任意継続組合員が死亡した場合	
任意継続組合員制度加入期間２年満了の場合	
掛金を法定期日（前月末日）までに払い込まなかったとき （※１）	
後期高齢者医療保険制度に加入した場合（※２）	その日

※１　何らかの事情により掛金を納付期限までに納付できなかったときは、当共済組合まですみやかにご連絡ください。

※２　後期高齢者医療保険制度へ加入する任意継続組合員に扶養されている被扶養者は組合員が任意継続組合員の資格を喪失することに伴い、被扶養者は次の健康保険への加入（国民健康保険に加入するか別の家族の被扶養者となる）する手続きが必要です。

ご注意ください！

資格喪失日以降に資格確認書（組合員証等）の使用はできません。資格喪失日以降に使用（受診）した場合、医療費の保険者負担分を全額返還いただくこととなります。